

わが国の外国人観光客に対する医療

自見はなこ

キーワード ● 外国人観光客に対する医療の体制整備、応召義務、国際観光旅客税（出国税）、未収金問題

I 「外国人観光客に対する医療プロジェクトチーム」の立ち上げの経緯

訪日外国人観光客は急速に増え、2008年ごろまで600万~700万人だったが、2017年には2,800万人を超えた（図1）。2030年には6,000万人にも達すると言われる状況の中、訪日外国人観光客を巡る医療問題も顕在化し、観光客のおよそ6%が予期せぬ疾患・けがなどにより、医療機関にかかっていると試算されている。今後、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、さらに観光客の人数が増える中で、こういった患者の実人数が増えることも自明の理と言えよう（図2）。

外国人観光客の約7割は来日の際に民間保険に加入しており、医療費はこの保険から支払われ、なかには保険内容に医療通訳が付帯しているものもあるようである。しかしながら、保険に未加入の外国人観光客も多く、それが元でさまざまなトラブルが発生しているとの声があり、2018年1月に沖縄県医師会を視察した際には、このような状況を現場でつぶさに確認することができた。

このため、直ちに自民党内で働き掛けたところ、座長に萩生田光一衆議院議員、座長代行に丸川珠代参議院議員、幹事長に鶴保庸介参議院議員、事務局長を筆者が務めるという体制で、安藤高夫衆議院議員にも加入してもらい、自民

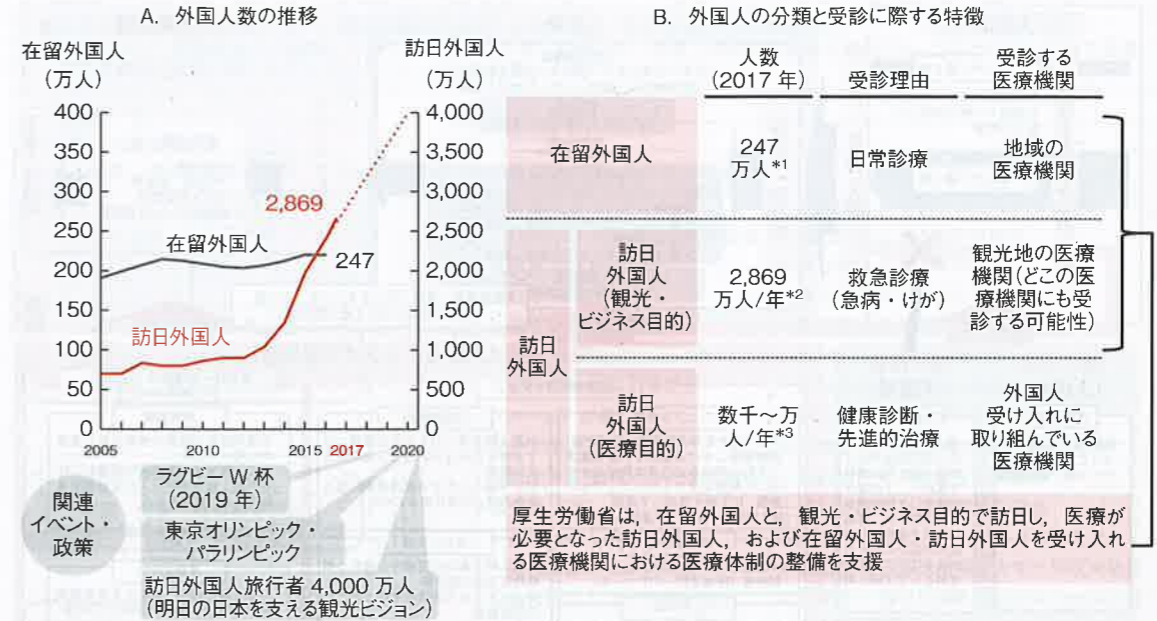
党政務調査会に「外国人観光客に対する医療プロジェクトチーム（PT）」を立ち上げることとなった。PTに参加している議員の間でも「緊急の対応が必要」という認識を共有でき、6回の会議を経て、2018年4月27日に「外国人観光客に対する快適な医療の確保に向けた第一次提言」（以下、第一次提言）（自民党ホームページ、<https://www.jimin.jp/news/policy/137317.html>）が取りまとめられるに至った。

II 第一次提言の概要（図3）

第一次提言では、基本的な大原則として「急病やケガの際、外国人観光客自身の適切な費用負担を前提に、不安を感じることなく、医療までつなぎ、適切な医療を受け、かつ帰国の途に就くまでの体制の整備が必要」であることを謳い、国際観光旅客税等を含めた予算措置の充当を含め、体制整備について整理を行った。大きく分けて、①宿泊業・旅行業・医療機関等における外国人観光客への対応能力の向上支援、②旅行保険への加入の勧奨等、③外国人観光客増加に伴う感染症対策の強化——の3つの柱となる。

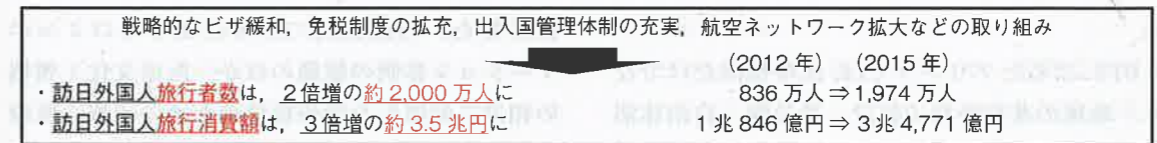
また、具体的な流れとして「入国前」「入国後」「トラブル発生時」に分け、それぞれの段階で国の支援を検討した。特に医療機関と関連が深いカテゴリーは「入国後」であろう。

まず、医師の応召義務について、当該義務は外国人観光客にも及ぶものの、自身の医療機関で言語や支払いなどに関して十分に対応できな



*1 法務省：在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表（2017年6月末）における「在留外国人」の数（定義：中長期在留者および特別永住者） *2 日本政府観光局：訪日外客数（2017年） *3 6,914人（経済産業省：2014年度 国内医療機関による外国人患者受入の促進に関する調査）

図1 在留外国人・訪日外国人数の推移
（厚生労働省医政局総務課：外国人患者受入れ体制に関する厚生労働省の取組、2018年9月7日、第2回言語バリアフリー関係府省連絡会議 資料2-3）



| | 2020年 | 2030年 |
|----------------|-----------------------|------------------------|
| 訪日外国人旅行者数 | 4,000万人 (2015年の約2倍) | 6,000万人 (2015年の約3倍) |
| 訪日外国人旅行消費額 | 8兆円 (2015年の2倍超) | 15兆円 (2015年の4倍超) |
| 地方部での外国人延べ宿泊者数 | 7,000万人泊 (2015年の3倍弱) | 1億3,000万人泊 (2015年の5倍超) |
| 外国人リピーター数 | 2,400万人 (2015年の約2倍) | 3,600万人 (2015年の約3倍) |
| 日本人国内旅行消費額 | 21兆円 (最近5年間の平均から約5%増) | 22兆円 (最近5年間の平均から約10%増) |

図2 訪日外国人に関する新たな目標値の設定

（観光庁資料より改変）

い場合には、近隣の体制が整った病院を紹介することでその義務を果たせるという法的整理を確認するとともに、対応可能な病院の重点的整備を盛り込んだ。

また、医療機関などへ適切かつ円滑に患者を紹介できるような体制を都道府県に構築すべく、都道府県ごとに観光部局と医療部局が連携して「対策協議会」を立ち上げることを提言し

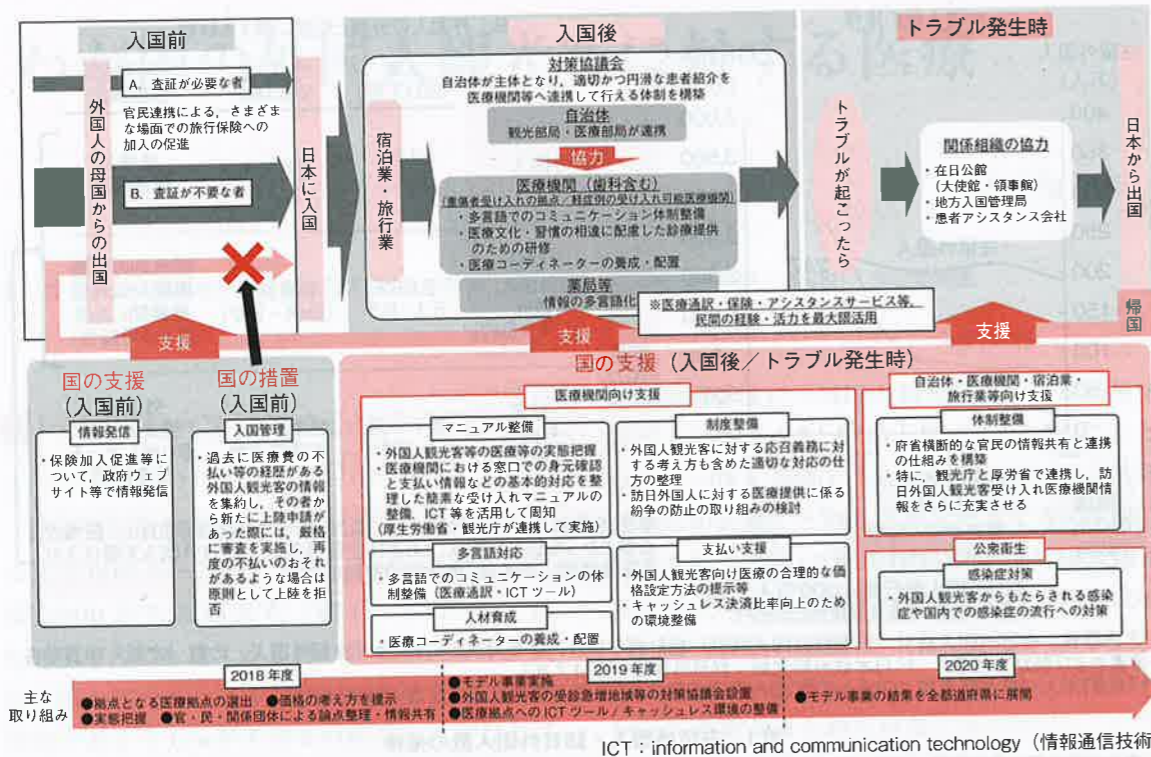


図3 外国人観光客に対する快適な医療の確保に向けた第一次提言（概要）

【自民党：外国人観光客に対する快適な医療の確保に向けた第一次提言（<https://www.jimin.jp/news/policy/137317.html>）】

た、

PTによるヒアリングでは、医療機関だけでなく、地域の薬局や宿泊施設、救急隊（自治体消防本部）も外国人観光客の対応に困惑している実態が明らかとなった。たとえば、外国人観光客が急病などで医療機関を受診する場合、医療機関側よりもむしろ宿泊業・旅行業の従事者に対して、医療費が高額になることを事前に説明して了承を得ることや、通訳のために同行することが求められている。さらに同行する従業員の感染症リスクなど、安全衛生法上の問題についても考慮しなければならない。このような問題に対しては、観光を推進する各自治体を軸に包括的に対応する必要がある。

医療機関については、2018年度中に都道府県ごとに重症患者受け入れの拠点、観光スポットなどがある地域での軽症患者の受け入れが可能な医療機関を選定するよう働き掛けるべきと

提言した。当該機関では多言語でのコミュニケーション体制の整備のほか、医療文化・習慣の相違に配慮した診療提供のための研修、医療コーディネーターの養成・配置も行う必要がある。そのための財政支援などが不可欠である。通訳については、医療専門の通訳が行うべきであるが、必ずしも診療現場にいる必要はなく、オンラインでの対応など、柔軟な検討が必要であると考えている。現在は15か国語の通訳体制がすでに整っているが、希少言語については国が一括管理するなど、英国等諸外国の実例を踏まえた検討が望ましいと考えている。

また診療費用の在り方について、外国人観光客向けの医療は自由診療になるが、その価格の在り方については通訳などの付帯サービスの上乗せ分を含めた設定が可能である一方、医療現場では何らかの目安が必要ではないかとの意見があった。このため、提言では2018年度中に

●近年の訪日外国人の増加に伴い、訪日外国人に対する医療の提供に関連する多様な問題が発生。
●これに対し、関係府省庁が連携して取り組むことが必要。このため、健康・医療戦略推進本部の下に、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」を設置（3月22日付）。

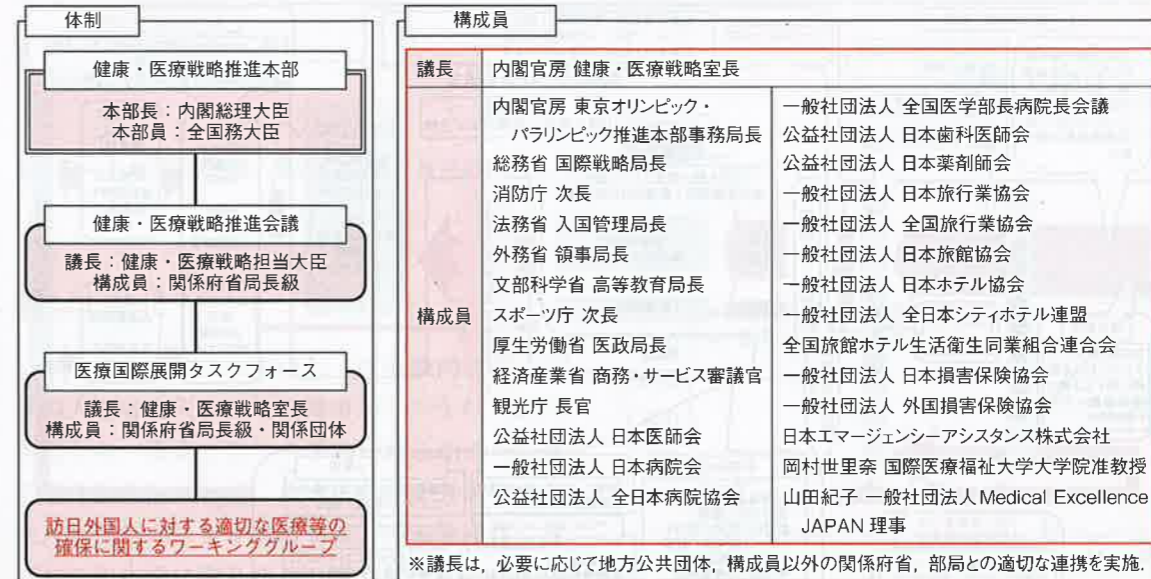


図4 訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループの設置について

(健康・医療戦略推進本部：第2回訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ資料2、平成30年6月14日)

公正取引委員会との調整をしたうえで、費用についての考え方を提示することを厚生労働省に求めている。このほか、支払いのキャッシュレス化が進んでいる病院は、特に外来においてはまだ十分とは言えず、地域の外国人患者の受け入れ拠点となる病院では、2019年度中に100%キャッシュレス決済となるよう、国による支援を促した。

医療費の未払い問題なども重要な課題であり、医療機関では、国内に定住する外国人患者とは異なる姿勢も求められるだろう。たとえば、入院に至る場合には、窓口で本人確認を行い、加入している民間保険会社から支払い確定書を用意してもらうだけで未払い件数が大きく低減すると言われている。PTによるヒアリングでは、自由診療の対象である外国人観光客に価格転嫁を行うことを躊躇している実態が見受けられ、医療通訳費や事務的経費を含めて自院で負担するケースもあり、医療機関にとっても国の

医療提供の在り方としても望ましいとは言えない状況である。

これらの対策を講じたうえで、悪質な未収金などがある者に対しては、今回の入国審査を厳格にし、入国拒否をするという対応をとることも関係省庁と協議し、提唱するに至った。

■今後のスケジュール

本提言では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに間に合うよう、3か年で一通りの体制を整えることを謳っており、具体的には以下のような工程を想定している（図3）。

2018年度: 医療拠点の選出、価格の考え方を提示、実態把握、官・民・関係団体による論点整理
2019年度: モデル事業実施、外国人観光客の受診急増地域等の対策協議会設置、医療拠点のICT化、キャッシュレス決済環境の整備

2020年度: モデル事業の結果を全都道府県に展開

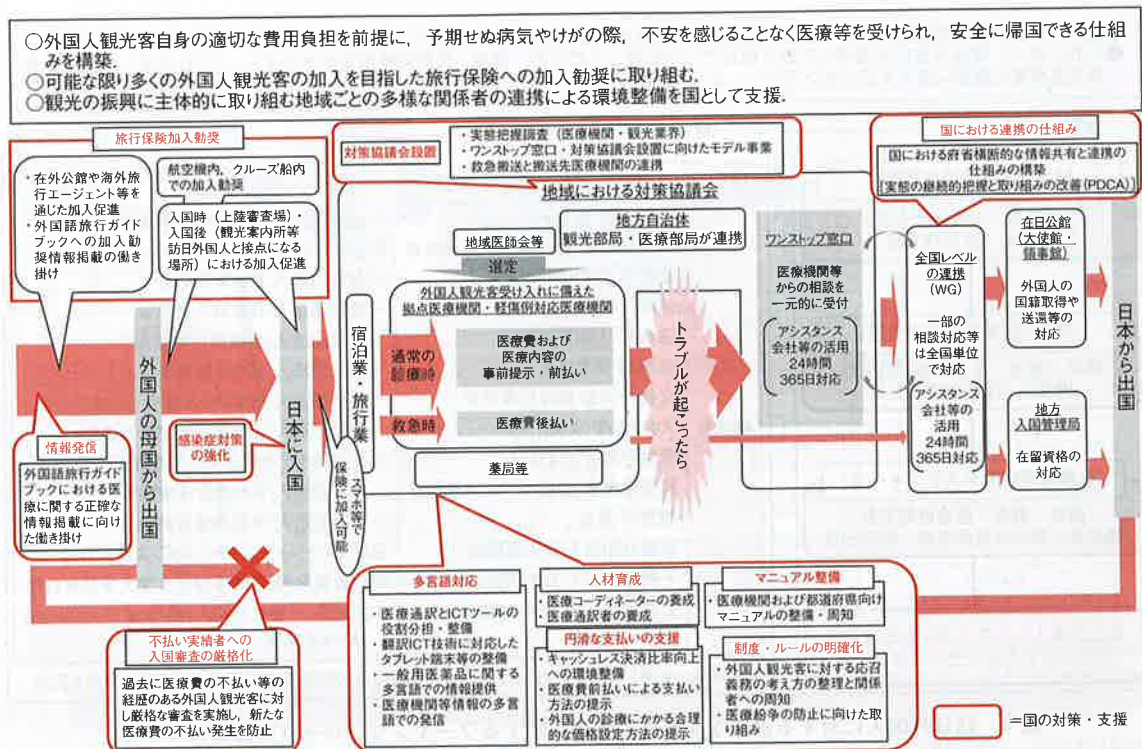


図5 訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策概要

【健康・医療促進本部：訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策概要（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryu/kokusaitenkai/pdf/h300614gaikoku_gaiyou.pdf）】

本提言は2018年5月11日の自民党政調審議会にて了承され、5月23日には萩生田座長と共に、菅義偉内閣官房長官への要望を行った。特に重要となる財源の確保については、6月に閣議決定された、いわゆる「骨太方針」にも必要項目が盛り込まれた。また、政府においても上記PTの動きに呼应し、3月下旬より内閣官房で全閣僚参加の「健康・医療戦略推進会議」の下で、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」が立ち上げられ、PTの提言に係る政策メニューが検討され、6月14日の会合において、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」が取りまとめられた（図4, 5）。

さらに、同年7月4日には日本医師会におい

て「第1回外国人医療対策会議」が開催されるに至り、改めて全国的なこの問題への関心の高さが伺われた。

年末には体制整備の予算16億円が確保される見通しとなった。在留外国人への医療提供体制の共通基盤となることから、出入国管理及び難民認定法の議論でも大いに注目されている。具体的な実行スキームなどは引き続き議論が必要であるが、今般増加している在留外国人についても、これらの体制整備は一部共通基盤としての活用も可能であり、総合的に国民医療を発展、堅持することに繋がると考えられる。

【COI開示】本論文に関して筆者に開示すべきCOI状態はない